

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人福岡県立大学（以下「実施機関」という。）が平成21年12月21日21福県大経第153号、第154号及び第155号で行った決定（以下、21福県大経第153号を「本件決定1」、同第154号を「本件決定2」、同第155号を「本件決定3」といい、これら3件の決定をまとめて「本件決定」という。）について、次のとおり判断する。

(1) 本件決定1について

ア 非開示としたもののうち、次のものは開示すべきである。

(ア) 公立大学法人福岡県立大学処分事由調査等委員会（以下「委員会」という。）に係る配布資料（以下「委員会配布資料」という。）中の退職願に記載された宛先の氏名

(イ) 委員会配布資料中の退職願に記載された宛先の職名

(ウ) 委員会配布資料に記載された実施機関の名称及び資料の項目

イ 委員会配布資料のうち、欠落が認められる次の部分について、改めて対象公文書として特定し、開示・非開示の決定を行うべきである。

(ア) 第1回委員会配布資料の28頁から31頁まで

(イ) 第2回委員会配布資料の7頁から37頁まで

(ウ) 第3回委員会配布資料の5頁及び6頁

(エ) 第3回委員会配布資料（別冊）の1頁、16頁及び17頁

(2) 本件決定2について

非開示とした決定は妥当である。

(3) 本件決定3について

非開示としたもののうち、第1回の会議録（電磁的記録）については、既に行った決定を取り消し、改めて開示・非開示の決定を行うべきである。

2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

異議申立てに係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、委員会配布資料、メモ（以下「委員会メモ」という。）及び会議録（記録文書及び電磁的記録）である。

(1) 本件決定1について

実施機関は、第1回から第3回までの委員会配布資料並びに第1回及び第2回の会議録（記録文書）について、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に該当するとして、部分開示決定を行った。

(2) 本件決定2について

実施機関は、第3回の会議録（電磁的記録）について、条例第7条第1項第1号（個人情報）に該当するとして、非開示決定を行った。

(3) 本件決定3について

実施機関は、第1回から第3回までの委員会メモ、第1回及び第2回の会議録（電磁的記録）並びに第3回の会議録（記録文書）について、不存在による非開示決定を行った。

また、委員会設置日とされる平成19年12月18日における委員会配布資料、委員会メモ及び会議録（記録文書及び電磁的記録）についても、不存在による非開示決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成21年11月18日付けで、異議申立人は、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき本件公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 平成21年12月21日付けで、実施機関は本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成22年2月22日付けで、異議申立人は、本件決定を不服として実施機関に異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第7条第1項第1号（個人情報）該当性について

特定の個人が識別できない情報も非開示とされているが、特定の個人が識別できないにも拘わらず、なぜ個人の権利利益を害することとなるのか意味不明で理解に苦しむ。特定の個人を識別できない情報について、全てを非開示とするのは、被害を受けたとされる者の立場に立ちすぎた実施機関の一方的解釈である。加害者とされている者にも配慮し、公平に判断してほしい。

(2) 電磁的記録の非開示について

現在の電子機器は非常に優れており、非開示情報を容易に取り除くことは廉価な機材を用いても可能である。実施機関ではこれらの機材を当然備えて

おくべきであり、実施機関に無くても、県のどこかの機関には備えているのではないか。

公文書に個人情報が入っているのは当然のことであり、それを取り除いて公開することが情報公開の原則である。このことは議事録等の電磁的記録においても同様に適用されるべきであり、単に機材がないからという理由で当該情報全てを非開示にするのは、情報公開の原則に反し、意図的隠蔽に当たる。

(3) 過去の開示情報との比較について

以前にも同じ公文書の開示を受けているが、本件決定では、非開示部分が拡大されている。これまでの一連の開示請求に対して、個々の担当者の判断で安易に非開示としているとしか思えない部分が多く見られるので、ぜひ開示してもらいたい。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 第7条第1項第1号（個人情報）該当性について

本件公文書に含まれる実施機関の職員の職名や関係者の言動に関する記述等の情報は、それだけでは一般人には個人を識別することはできないが、処分検討に直接関与した者や実施機関の関係職員等には、特定の職員の処分検討に関して様々な立場で関与した者の言動に関する情報であるので、通常、他人に知られることを望まず、開示されることにより当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあるため、本号に該当する。

(2) 電磁的記録の非開示について

当該電磁的記録は、委員会の会議内容及びヒアリング内容を録音したものであり、個人情報が入っているかたちで含まれている。条例第8条第1項では、こうした非開示情報を容易に区分して除くことができる場合には、当該部分を除いて公開しなければならない旨を定めているが、実施機関にはそれらを分離する機能を有する機材がなく、全てが非開示となる。

(3) 過去の開示情報との比較について

本件決定については、過去の答申（平成21年12月1日福岡県情報公開審査会答申第142号）を斟酌し判断している。

6 審査会の判断

(1) 本件決定1について

ア 本件決定1に係る非開示情報について

実施機関は、第1回から第3回までの委員会配布資料並びに第1回及び第2回の会議録（記録文書）中の次の(ア)から(ウ)までの情報が条例第7条

第1項第1号に該当するとして非開示としていることから、当該決定の妥当性について検討する。

(ア) 実施機関の職員の氏名

(イ) 実施機関の職員の職名、関係者の言動その他の個人に関する情報

(ウ) 実施機関の名称及び資料の項目に関する情報

イ 開示・非開示の判断

(7) 条例第7条第1項第1号（個人情報）該当性に係る基本的な考え方

条例第7条第1項は、公文書の原則開示を定めているが、同項第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、非開示とすることを定めている。

「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識別することができる情報をいう。照合の対象となる「他の情報」は、一般人が通常入手し得る情報を指し、関係者だけが有するような特別な情報や、特別な調査をすれば入手し得るかもしれない情報などは含まれない。

また、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、例えばカルテや反省文といった個人の身体状態、人格等と密接に関連する情報等で、これを公にすると、仮に個人識別部分を除いたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるものや、一般人には識別できないが、特定の者に個人が識別されることにより権利利益の侵害が生じる性質の情報を指す。

本件公文書には、特定の職員の懲戒処分検討に係る情報が多く含まれていることから、特定の者に個人が識別されることにより権利利益の侵害が生じる場合があり得ることを考慮し、適切に判断する。

(イ) 開示請求の本人に係る個人情報の取扱い

本件決定については、異議申立人から、過去に同様の公文書の開示を受けたときと比べて非開示部分が拡大されているとの主張がなされている。今回新たに非開示とされた部分には、異議申立人本人に関する情報も含まれているが、条例の定める公文書開示制度は、何人に対しても、請求目的等を問わず県の保有する公文書の開示請求を認める制度である

ことから、開示・非開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであることを踏まえ、適切に判断する。

(ウ) 非開示情報の開示・非開示の判断

a 実施機関の職員の氏名

当該情報は、特定の職員の懲戒処分について、委員会で検討するために、実施機関が取得し、あるいは関係者から提供された情報等を整理して、資料として取りまとめたもの及びその議事録の中に含まれる、実施機関の職員の氏名である。

当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第1項第1号本文に該当し、また、公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務に関し、当該事務を実施したことにより記録された情報ではないため、同号ただし書ハに定める「公務員等の職務の遂行に係る情報」には該当せず、非開示は妥当である。

ただし、これらのうち、第1回及び第3回の委員会配布資料中、退職願に記載された宛先の氏名については、条例第7条第1項第1号ただし書イに定める「慣行として公にされている情報」であり、同項第1号本文には該当せず非開示は妥当ではない。

b 実施機関の職員の職名、関係者の言動その他の個人に関する情報

当該情報は、特定の職員の懲戒処分について、委員会で検討するために、実施機関が取得し、あるいは関係者から提供された情報等を整理して、資料として取りまとめたもの及びその議事録の中に含まれる、当該特定の職員の懲戒処分の検討に関係する者の情報であり、実施機関の職員の職名や関係者の言動に関する記述等、個人に関する情報である。

これらの情報は、それだけでは一般人には個人を識別することができないが、処分検討に直接関与した者や、実施機関の関係職員等には、特定の個人を識別することが可能であると認められる。また、特定の職員の処分検討に関して、処分検討対象となった事象の加害者又は被害者という立場で関与したとされる者の言動に関する情報であるので、通常、他人に知られることを望まず、開示されることにより当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあるものであると認められる。

したがって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第1項第1号本文に該当し、また、公務員等

が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務に関し、当該事務を実施したことにより記録された情報ではないため、同号ただし書ハに定める「公務員等の職務の遂行に係る情報」には該当せず、非開示は妥当である。

ただし、これらのうち、第1回及び第3回の委員会配布資料中、退職願に記載された宛先の職名については、条例第7条第1項第1号ただし書イに定める「慣行として公にされている情報」であり、同項第1号本文には該当せず非開示は妥当ではない。

○ 実施機関の名称及び資料の項目に関する情報

当該情報は、委員会資料の中に記録された実施機関の名称及び資料の項目である。

当該情報は、個人に関する情報には該当しないため、条例第7条第1項第1号には該当せず、非開示は妥当ではない。

ウ 本件公文書の未決定部分について

第1回から第3回までの委員会配布資料の中には、目次の頁と実際の資料の頁が一致しない部分があり、当審査会で見分を行ったところ、実施機関が行った決定において、特定すべき公文書の次の部分が欠落していると認められた。

(ア) 第1回委員会配布資料の28頁から31頁まで

(イ) 第2回委員会配布資料の7頁から37頁まで

(ウ) 第3回委員会配布資料の5頁及び6頁

(エ) 第3回委員会配布資料（別冊）の1頁、16頁及び17頁

したがって、当該部分を対象公文書として特定し、開示・非開示の決定を行うべきである。

(2) 本件決定2について

ア 非開示決定に係る情報について

本件請求では、請求対象とする委員会の会議録に電磁的記録を含むことが明記されており、実施機関では、第3回の会議録（電磁的記録）について、この中に含まれる個人情報情報を容易に取り除くことができないことを理由に、条例第7条第1項第1号（個人情報）該当性を主張し非開示決定を行っていることから、当該決定の妥当性について検討する。

イ 電磁的記録の開示に係る基本的な考え方

(ア) 電磁的記録の開示方法について

条例第16条は、開示の方法について定めており、同条第2項は、「電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。」と規定している。そして「実施機関が定める

方法」については、知事が管理する公文書の開示等に関する規則（平成13年福岡県規則第51号）第8条第1号で、録音テープ又は録音ディスクについては、専用機器により再生したものの聴取あるいは録音カセットテープに複写したものの交付によることと定めている。

(イ) 電磁的記録の部分開示について

さらに本件では、当該電磁的記録には条例で定める非開示情報が点在する形で含まれていることを理由に非開示決定がなされているが、この点について、条例第8条は、「開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。ここにいう「容易に区分して除くことができるとき」については、対象公文書のどの部分に非開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合や、区分けは容易であるが、その部分を除くために過度の費用や技術的な困難さを伴う場合は、「容易に区分して除くことができるとき」には該当しないと考えられる。

ウ 開示・非開示の判断

(7) 電磁的記録の位置づけ

実施機関は、本件公文書に該当するとして特定した電磁的記録が、平成20年2月2日に開催された委員会の内容をCD-R2枚に録音したものであると説明している。

このような電磁的記録は、通常、記録文書を作成するための補助手段として用いられ、記録文書作成時の正確性を担保するために録音されるものであるが、本件の場合、実施機関には、委員会の会議録を作成する義務がないことからすべての委員会について録音していたわけではなく、必要性を判断した上で、第3回の委員会のみ録音していたと、実施機関は説明している。

(イ) 開示・非開示の判断

当該電磁的記録について、当審査会で見分を行ったところ、この中には、特定職員の懲戒処分に関し検討された委員会の内容が、加害者あるいは被害者という立場でこの件に関与したとされる者の氏名、職名及びその者らの言動等個人情報に該当する情報を数多く含む形で記録されており、また、それらは広範囲に渡り点在して含まれていた。

したがって、当該電磁的記録については、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができないため、非開示は妥当である。

(3) 本件決定3について

ア 実施機関が不存在であるとした文書

実施機関は、本件請求に係る文書のうち、次の(ア)から(エ)までについて、不存在を理由とする非開示決定を行っていることから、その妥当性の判断を行う。

- (ア) 平成19年12月18日の委員会配布資料、委員会メモ及び会議録（記録文書及び電磁的記録）
- (イ) 第1回から第3回までの委員会メモ
- (ウ) 第1回及び第2回の会議録（電磁的記録）
- (エ) 第3回の会議録（記録文書）

イ 不存在決定の妥当性

(ア) 平成19年12月18日の委員会配布資料、委員会メモ及び会議録（記録文書及び電磁的記録）

実施機関は、委員会の開催日について、平成20年1月から2月にかけて計3回開催しているが、異議申立人が設置年月日としている平成19年12月18日には委員会を開催しておらず、この日は臨時理事会が開催され、委員会の設置が承認されただけであり、委員会の正式な発足日は、第1回目の委員会開催日である平成20年1月10日であると説明している。

そこで、当該説明の裏付けとなる資料の提出を求めたところ、「平成19年度第4回公立大学法人福岡県立大学臨時理事会会議録」及び「公立大学法人福岡県立大学処分事由調査等委員会の設置について（通知）」が提出された。これらの資料には、平成19年12月18日に臨時理事会において委員会設置が承認されたこと、また、翌年1月10日付けで委員会が設置されたことが明記されており、平成19年12月18日における本件公文書を作成していないとする実施機関の説明に不合理な点は見受けられなかった。

したがって、実施機関の決定は妥当であると判断する。

(イ) 第1回から第3回までの委員会メモ

異議申立人は、異議申立書等で委員会メモについて特に説明をしておらず、何をもってメモというのか判然としないが、当審査会では、この委員会メモの特定については、その範囲を広く捉え、本件で特定した委員会配布資料及び会議録（記録文書及び電磁的記録）以外の委員会の各会議に際して準備又は配布した公文書や委員会に係る記録について、保存場所として想定される経営管理部の執務室及び書類等を保存している倉庫に赴き見分を行ったが、当該公文書の存在は確認できなかった。

したがって、委員会メモに関する実施機関の決定は妥当であると判断

する。

(ウ) 第1回及び第2回の会議録（電磁的記録）

実施機関は、第1回及び第2回の会議録（電磁的記録）については、録音していないため不存在であると説明しており、また、定款で議事録の作成を義務付けているのは理事会と部局長会議のみであり、委員会については議事録の作成義務がないため録音しなかったと説明している。

ところが、当審査会で第3回の会議録（電磁的記録）の内容を見分したところ、この中に第1回の会議録（電磁的記録）が含まれていることが判明した。

したがって、第1回の会議録（電磁的記録）に関する実施機関の説明は誤りであり、既に行った決定を取り消して改めて決定を行うべきである。

また、第2回の会議録（電磁的記録）については、当審査会で、保存場所として想定される経営管理部の執務室及び書類等を保存している倉庫に赴き見分を行ったが、当該電磁的記録の存在は確認できなかった。

以上のことから、第2回の会議録（電磁的記録）が不存在であることに関する実施機関の説明は十分に納得できるものではないが、当該会議録（電磁的記録）が不存在であるとの事実は否定できず、実施機関の決定は妥当であると判断する。

(イ) 第3回の委員会会議録（記録文書）

実施機関は、第3回の会議録（記録文書）について、会議録は次回の委員会で、前回の議事録として経緯等を確認するため作成しているものであり、委員会が第3回で終了し、次回の委員会での確認がなくなったため作成しなかったと説明している。

当審査会では、第3回の会議録（記録文書）について、保存場所として想定される経営管理部の執務室及び書類等を保存している倉庫に赴き見分を行ったが、当該会議録（記録文書）の存在は確認できなかった。

以上のことから、この点に関する実施機関の説明は、会議録を作成していない理由として十分に納得できるものではないが、第3回の会議録（記録文書）が不存在であるとの事実は否定できず、実施機関の決定は妥当であると判断する。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関においては、今後、対象文書の存否及び範囲の特定に当たり慎重に判断するなど、条例の趣旨を十分踏まえた適正な情報公開を行うよう、当審査会として注意を喚起する。